

〔駐村研究員だより〕

大規模稲作生産法人の経営安定化対策

—— 愛知県豊田市：農事組合法人若竹 ——

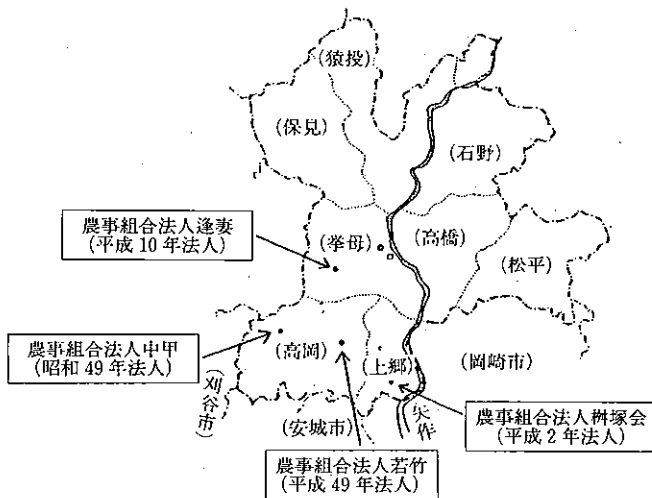
くぼたきよいち むらまつかつみ
窪田清一・村松功巳

稲作経営は、厳しい現実と直面している。緊急生産調整推進対策による転作の強化と新食糧法下での米価の低落・低迷、転作麦価の引き下げ、民間流通をねらいとする「新たな麦政策大綱」に対する大きな不安等である。大規模稲作法人は生き残りを懸けて、経営安

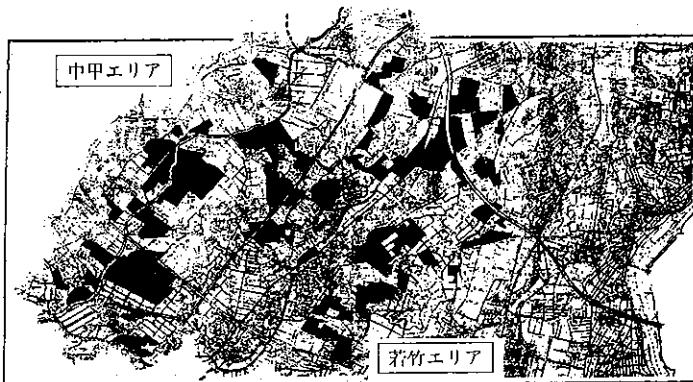
定化対策を模索している。豊田市の農事組合法人若竹もキャベツを試作したり、大豆を大面積栽培して経営安定化を図ろうと悪戦苦闘している。今回はその報告である。

1. 集団転作の実施

豊田市の高岡農協および合併後の豊田市農協は、兼業深化地帯の稲作経営の担い手として生産組織を積極的に育成するとともに、その生産組織によって地域農業生産の組織化を推進してきた。現在、市の南部を中心に4法人が組織されており、特に高岡地区の農事組合法人中甲、若竹は早くから形成され、ともに実績があり、全国的にも有名である（第1図）。



第1図 豊田市概況図（旧市町村別）



第2図 高岡地区の集団転作団地図（平成11年度）

この豊田市の南部の高岡地区と上郷地区では、「水田農業確立対策」が開始された昭和62～3年頃から集団転作を開始、転作団地を形成するとともに稲の品種の団地の形成または品種の協定をするようになった。しかし地区全体としての集団転作団地および稲の品種別団地の形成を実施しているのはこの2地区だけである。

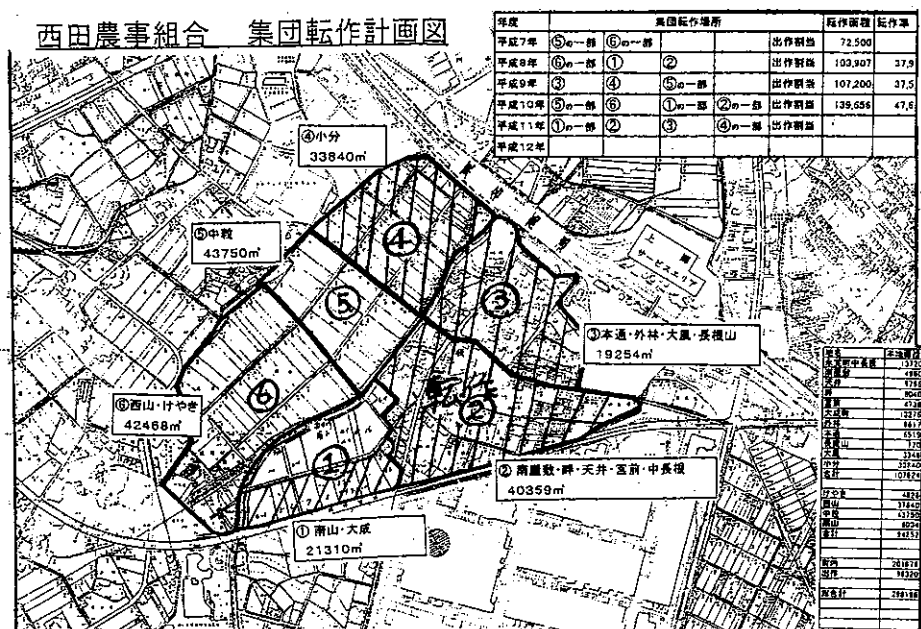
高岡地区の集団転作は、各農事組合（若竹法人エリアでは9集落のうち7集落）と中甲法人、若竹法人に同一の転作率（平成11年度47%）を掛けて転作面積を算出し、その面積によって農事組合別に転作団地を形成している（第2図）。両法人に集落と同一の割り当て面積を配分しているのは、法人の全面信託圃場（経営受託、利用権設定）が、広範囲に分散しており、いずれの集落においても分布しているからである（若竹法人の圃場分布は後掲第4図参照）。

なお、集団転作圃場は団地ごとにブロックローテーションを組んでおり、1年ごとに転作団地がローテーションしている。しかし転

作率の変更・上昇にともなって、当初のブロックおよびローテーションの関係が大幅に修正されてきており、現在では、やや複雑で不規則なブロックローテーション関係となっている（第3図）。

これらの団地は、各農事組合の転作委員会の会議によって決められているが、両法人は事務所の近隣の農事組合の会議には出席している。平成12年度の転作は、11年8月6日に各農事組合の団地素案を高岡営農センターに持ち寄り、相互調整して決定している（11年度と同率。12年度から転作対策が大幅に変更されると思われるが、具体案が明確でないことから現地では対応に苦慮している）。

転作の具体的な実施方法は、団地内の個々の圃場の転作作物の選択およびその作業は個別責任による方式を取っている。その場合、農協は労働力等で転作を実施出来ない農家には両法人に転作を委託することを斡旋している。また、都市近郊であることから、他町村からの入作地も多く、転作団地でどうしても転作することが出来ないとする農家には集団



第3図 ブロックローテーション地区事例（若竹エリア、西田農事組合）

第1表 転作作物別面積（高岡地区，平成10年度）

（単位：㎡）

地域 作物			中甲地域		若竹地域		計
			14 農事組合	中甲法人	7 農事組合	若竹法人	
一般 転作	うち小 麦		1,083,214	1,030,927	935,837	905,880	3,955,858
	うち大 豆		245,259	9,420	204,798	13,120	472,597
	うちレンゲ		567,794	2,280	235,414	0	805,488
	小 計		2,067,014	1,053,777	1,393,750	919,000	5,433,541
	多面的機能水田		13,751	0	910	0	14,661
	自己保全管理		195,960	6,250	72,830	0	275,040
	調整水田		16,637	0	2,269	0	18,906
	永年性作物等		2,463	0	4,960	0	7,423
	特例作物転作		298,391	5,200	202,740	3,772	510,103
助成対象水田			2,594,216	1,065,227	1,677,459	922,772	6,259,674
転作カウント対象水田			217,006	3,780	142,272	0	363,058
転作合計面積			2,811,222	1,069,007	1,819,731	922,772	6,622,732

注(1) 平成11年度4月16日現在。

(2) レンゲは地力増進作物。

第2表 農事組合法人若竹の構成員と分担

項目 氏名	年齢	役 職	平成11年度分担
①H・Y	58	代表理事	法人代表
②K・S	53	理 事	転作全体，小麦
③H・S	48	理 事	大豆
④I・M	40	理 事	水稻全体 後半コシヒカリ
⑤K・K	29	理 事	前半コシヒカリ
⑥T・H	53	理 事	葵の風，ミネアサヒ
⑦U・T	28	組 合 員	転作全体，小麦
⑧S・T	26	組 合 員	若水 ミルキーグリーン
⑨O・M	24	組 合 員	大豆，育苗

注，麦作共励会報告（平成10年度）と法人資料より作成。

地外の両法人の農地と交換耕作している場合もある。

転作作物は主に小麦であり（60%，第1表），時期的に小麦で対応出来なかったような場合などに大豆で対応している。一般農家では大豆用の機械類はほとんど装備しておらず，農協が装備している（収穫機，選粒機など）。普通レンゲは地力増進対策作物でもあるが，農協としては麦—大豆の転作を推進している。

2. 農事組合法人若竹の経営実態

農事組合法人若竹，中甲の形成過程は古く，昭和40年代初めの第一次農業構造改善事業による「農協直営型」のオペレーター組織が45年に解散，「農協管理型」の任意組織となった（3組織）。それが中甲と2組織の再編による若竹となり（47年4月発足），両組織が49年に農事組合法人となり，51年に中甲が，52年に若竹が農業生産法人となって現在に至っている。

現在の農事組合法人若竹の構成員は9名であり（第2表），そのうち3名が46年に再編された若竹グループ発足当初からの組合員である（1名定年退職）。責任の役割分担は，組織全体の管理・運営に精通するように2年ごとに変えている。作業はそれぞれの責任者の下での全員による作業である。

法人の実績は，昭和40年代後半は主に部分作業の請け負いであったが，農業生産法人化するとともに利用権を設定して全面信託（経営受託）へと切り替えてきた。受託面積は急速に増加して，平成4年頃までに180ha程になり，その後はやや停滞したが，最近では200haを超え，ほぼその水準で推移している（第3表）。

第3表 農事組合法人若竹の実績推移

(単位: ㎡)

項目 年度	稲	麦		大豆	部分信託 (ha)			
	全面信託	全面信託	期間借地		耕 起 砕	土 代かきセット	刈り取り	
平成7	1,416,845	636,673	73,155	8,524	1.1	5.3	23.2	
8	1,240,265	801,913		97,097	1.0	11.2	23.9	
9	1,229,472	788,876	(161,550)	222,565	0.3	1.2	5.4	25.3
10	1,071,570	927,044	228,429	457,308	1.0	1.2	4.7	21.2
11	1,113,855	946,356	317,578	(24,783)				

注(1) 台帳面積である。

(2) 11年1月28日現在の利用権設定面積は1,995,046㎡、1,415筆である。

(3) 6年度の大豆の作付け面積は4.9ha、11年度は約60haである。

(4) 9年度の麦の()は管理転作面積、10年度にケナフ(5,305㎡、全面信託)がある。

(5) 麦の期間借地は集団転作を実施出来ない農家からの委託面積。

(6) 11年度の大豆()は転作面積、転作に野菜(7,919㎡)もある。11年度の数字は未確定数字。

(7) 単収は麦(農林61号)が、7年258.0kg、8年282.6kg、9年243.0kg、10年251.7kg。大豆は8年155.6kg、10年67.9kgである。

利用権の設定面積は景気にも影響されており、平成5年頃までは年平均15ha程の増加があったが、それ以降は停滞している。現在では解約もやや多くなっている。その主な理由は地目転換による宅地化と相続関係である。設定期間は3年が4割、6年が5割、10年が1割位であるが、解約は設定期間に関係なく、農家が希望した時には途中でも解約して返還している。「いつでも返してもらえる」ということが、農家に安心感を抱かせ、利用権の設定面積の増加となっているからである(現在の受託圃場は第4図)。したがって利用権の設定面積は内部的には流動性がみられる。

この農協の農地保有合理化事業による利用権の設定は、高岡地区に個人受託者が他にも数名いるが、農協が今までにこの2法人を積極的に育成してきたことから、この2法人に限っている。法人の受託内容は、利用権設定面積が多くなり、大規模稲作経営体としての運営・作業体制を整備する必要があることから原則として経営受託であり、その余力の範囲内で部分作業を受託している。

3. 経営安定化対策

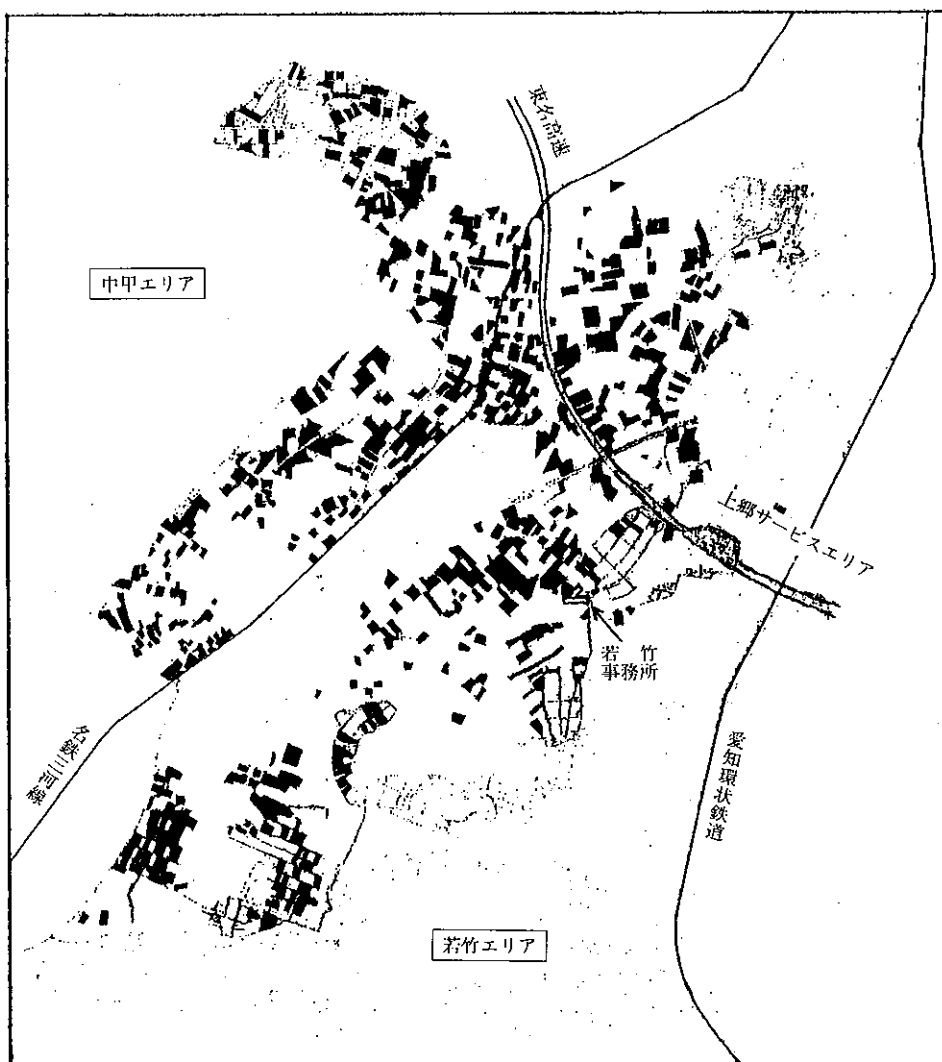
—— 第3の作物(大豆)の困難性 ——

最近の転作の強化にともなって、転作麦(全

面信託)が65haから95haへと30haも増加した(第3表)。他方、稲作(全面信託)は140haから130ha、110haと減少した。したがって全面信託面積(ただし稲、麦の合計)に占める割合は70%から60%、54%と著しく低下した。集団転作団地内の転作受託も7haから32haと急増した。転作強化の影響を直接的に受けており、法人経営は大きく揺すぶられている。新たな経営安定化対策を余儀なくされているのである。

両法人の転作は集落(農事組合)と同様の扱いとなっており、同一の転作率が課せられている。したがって、集団転作団地内の全面信託地で割当面積が消化出来る場合は良いが、消化出来ない場合には団地に隣接した法人の転作団地を新たに設け、地域全体として転作団地になるように調整している(第5図)。転作作物は小麦であるが、作業時期を逸したり、発芽不良となった場合には大豆で対応している(11年度2.5ha)。またわずかではあるが野菜もある。

転作団地内で労働力等の問題で転作が実施出来ない農家の転作は農協を通じて期間借地の形態で受託しており(「農作業受委託契約」)、その面積が約30haと急増している。転作助成金(5万円)は地権者が受け取り、法人は管



第4図 農事組合法人若竹の全面信託圖場図

注(1) 農事組合法人若竹資料より作成（平成11年8月2日写す）。

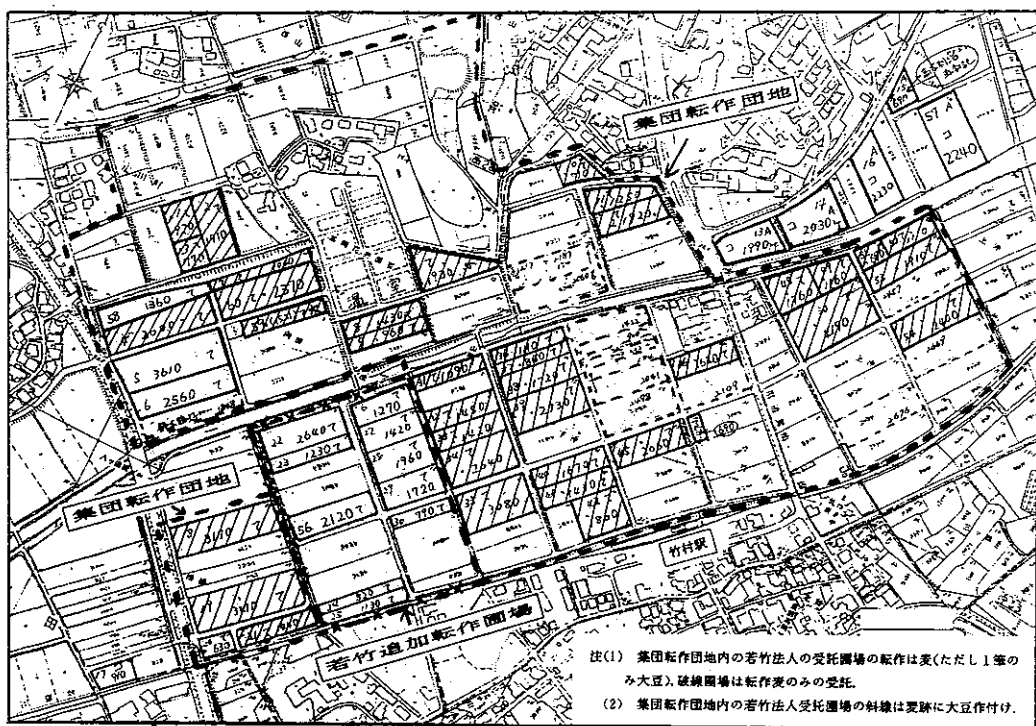
(2) 平成11年1月28日現在の利用権設定面積は、1,995,046㎡、1,415筆である。

理料として1万円を受け取っている（10年度まで2.4万円）。収穫物は法人の所有である。

転作の強化と新食糧法下での米価、麦価への不安等から若竹法人では経営安定化を図るために、稲、麦に次ぐ第3の作物を模索している。平成7年度にキャベツを1ha程試作したが、手作業部分が多く、機械作業に対応した大面積栽培が困難であることから断念、転作の麦跡の大豆に注目、平成8年度から本格的な栽培を開始した。8年度10ha、9年度22

ha、10年度46ha、11年度60haと急速に拡大してきた。現在では麦跡の約3分の2を占めるまでになった（第5図参照）。

転作麦は10月末から播種を開始、12月中旬までに130haの作業を終えているが、かなりハードな仕事である。刈り取りは11年度が6月8日～18日であった（農林61号の成熟期6月9日＜麦栽培ごよみ＞、10年度は5月25～6月8日、刈り取り時期のやや早いのはつほこむぎが一部あった。春の農繁期は作業時



第5図 農事組合法人若竹の転作実施地区事例
(竹村駅西)

間が1時間長い)。大豆の播種は10年度は麦刈り後の6月10日から開始したが、梅雨の大雨に会った。播種が遅くなるとハトの害とこの梅雨で発芽不良となることがあり、平成10年度は単収が67.9kgと著しく低かった。

11年度は播種時期を早めるように心がけ、転作地で麦での対応が出来ないか、発芽不良だった圃場には5月下旬から大豆を播種するとともに、麦刈りと平行して播種をするようにして7月12日に終了した(担当分担制で麦と大豆の作業担当者が異なっている)。しかし後半は著しい天候不順に会い、雨によって排水が悪く、かなりの面積が発芽不良となった(約15haを湿害で再耕起、管理の予定。農協の「大豆栽培ごよみ」では播種6月中旬～7月上旬)。

転作麦および麦跡の大豆は、土壌が粘土質であることから排水対策が極めて重要であり、若竹法人では大型機械による明渠排水、暗渠

排水を徹底して実施している。大規模経営組織体ならではの排水対策を取っている。栽培作業体系も大型機械体系を装備しており、省力的な栽培を行っている。麦作では平成10年度の「全国麦作共励会」で全農連合会長賞を受賞した。しかし大豆作では天候に振り回されて試行錯誤の苦闘であり、安定的な栽培までの道のりはまだ遠い。(稲作の減農薬による「おいしくて安全な米」栽培の環境保全型稲作については、『本誌43号』窪田稿参照)。

(本稿は村松が駐村研究員：窪田清一氏から聞き取り＜平成11年8月2日＞と資料の提供を受けて整理したものであり、文責は村松にある。代表理事からもご協力いただいた。また、豊田市農協高岡営農センター長：加藤政治氏にも大変お世話になった。各位にお礼申し上げる。)